

クーリングシェルターの 仕組みの導入について（案）

令和4年11月28日

クーリングシェルターについての今後の検討の方向性（案）

現状

- 海外の専門機関（例：米国疾病予防管理センター（CDC））によると、クーリングシェルター（避暑施設）が広く利用しうる熱中症対策の1つとして挙げられている。極端な高温は健康に悪影響があることから、涼しい環境に滞在することが体温上昇を防ぎ、熱中症による死亡を減少させることが可能であると報告されている。

※The Use of Cooling Centers to Prevent Heat-Related Illness: Summary of Evidence and Strategies for Implementation

<https://www.cdc.gov/climateandhealth/docs/UseOfCoolingCenters.pdf>

- 我が国でも、一部の地方自治体において、暑さをしのぐ一時避難場所として、公共施設（公民館、シルバーセンター等）を休憩スペースとして利用できるよう開放している。

今後の検討の方向性（案）

- 極端な高温の発生時は熱中症リスクが高まるため、冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することが熱中症リスクの低減につながるのではないかと。
- 特に一段上の熱中症警戒アラート発表時は、高齢者等へ多大な影響を及ぼす可能性が高いことから、自助の取組を超え、**地方自治体によりあらかじめ準備されたクーリングシェルターの活用**が効果的ではないかと。
- 一部の地域ではこうした取組がなされているものの、熱中症対策の強化のため、全国的に確保していくことが必要ではないかと。

クーリングシェルターの仕組みの導入方針（案）

- 海外の制度を参考に、我が国においても、クーリングシェルター（暑さを避けるため不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設）の仕組みを導入してはどうか。
- クーリングシェルターは、住民に最も近い**市町村が指定**し、その開放は、**一段上の熱中症警戒アラートと連動**させてはどうか。
- クーリングシェルターは、公共施設に加え、民間施設も含まれるようにすべきではないか。
- その他、クーリングシェルターの機能・要件や普及について、どのような事項が必要か。

<基本的な考え方（案）>

指定主体	地方自治体（市町村）
特に利用が想定される方	熱中症にかかりやすい方（例：高齢者、乳幼児等）
指定が想定される施設	既存の公共施設や民間施設の活用 を想定 例 公共施設：役所庁舎、公民館、福祉センター、図書館 等 民間施設：ショッピングセンターやモール 等
基本的設備	冷房設備等が利用できること
開放期間	一段上の熱中症警戒アラートが発表されている間は必ず開放
開放日時	通常の営業時間 ※公共施設においては休日・休館日（民間施設にあつては合意に基づく時間）を含む。

【参考1】クーリングシェルターの国内事例

一部の自治体において、暑さ対策の一環として、避暑のための施設等が設置・活用されている。

避暑のための施設等が自治体内に設置されている市区町村数 125/592 (21%)

※設置数の中央値：16 (平均値52、最大値1,000)

令和4年環境省アンケート調べ、回答市区町村数 592、避暑のための施設等＝クールシェアスポット又はクールシェルター（涼みどころ）
注：クールシェアスポットとクールシェルター（涼みどころ）で重複の可能性あり

熊谷市「まちなかオアシス事業」の事例

熊谷市では、6月1日から9月末日までの期間、「まちなかオアシス事業」として市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)に、暑さにより屋外等で気分が悪くなった方のための一時的な休息場所を開設した。



写真提供：熊谷市（※写真は2019年のもの）

品川区「避暑シェルター」の事例

品川区では、毎年7月1日から9月末日までの期間、暑さをしのぐ一時避難場所として、区内61の公共施設（地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センターなど）を休憩スペースとして利用できる「避暑シェルター」として開放している。



写真提供：品川区

【参考2】ロンドンのクールスペースの基準（資料3-1再掲）

- クールスペースは、国の熱中症対策の期間（Heatwave plan for England レベル1）である6月1日から9月15日まで運用されている。
- ロンドンのクールスペースは、異常な暑さの時期に、ロンドン市長が住民に可能なように準備をしてきた。
- クールスペースは、地区自治体、コミュニティグループ、信仰団体、文化団体等による提供、登録され活用されている。希望する団体等が、指定のオンラインフォームから登録した場合、ロンドン市クールスペース地図に掲載される。
- クールスペース基準は3つのグループに分けられ、グループ1がアメニティの数が最も多く以下のとおりとなっており、住民の活用の参考に加えて、設置する団体等のガイダンスの役割も担っている。

通常基準	<ul style="list-style-type: none"> • 平日は少なくとも10:00~17:00、週末は可能な限り開放 • 無料 • 無料の飲料水（ウォータークーラー、キッチン、水飲み場など）の確保 • 障がいのある方の利用のしやすさ • トイレへのアクセス（施設内または徒歩圏内、案内表示あり）
屋内	<ul style="list-style-type: none"> • 安全確保のため、少なくとも1名のスタッフが配置されていること • エアコン、または十分に冷却できる仕組みの設置（※1） • 座席の設置 • 最大収容人数の明示（※2） 例) 図書館、美術館、教会 等
屋外	<ul style="list-style-type: none"> • 樹木や日よけ（例：パラソル）により十分な日陰があり、冷却が可能であるか、または水辺（例：湖／川／水路、水遊び設備）があること • 日陰のある座席 • 例) 公園 等



ロンドン市クールスペース地図
<https://apps.london.gov.uk/cool-spaces/>

（※1）「十分に冷却」とは、外気温が非常に高いときに室内の熱的快適性を確保することを指す。熱的快適性は、個人と建物の特性によって異なる。26℃以下の室内温度（イギリスの熱波計画による介護施設と病院の推奨冷房室温）は、適切な室内冷房のレベルの参考として使用することができる。

（※2）「最大収容人数」は、建物全体ではなく、涼しい空間として指定されたエリアを指す。

（出典）ロンドン市2022年クールスペース設置基準（ロンドン市ホームページ）

https://www.london.gov.uk/sites/default/files/criteria_for_cool_spaces_in_london_summer_2022.pdf